

千葉県告示第581号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年7月17日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年7月17日

千葉市長 熊谷俊人

| 路線名 | 供用開始区間 | 供用開始期日 |
|---------------|------------------------------------|-----------|
| 市道 土気町17号線 | 緑区下大和田町2708番1から 緑区下大和田町2513番1まで | 令和2年7月17日 |